

4. ヨーロッパのスポーツ政策と組織

内海 和雄

秋の研究合宿でのレポートは拙稿「イギリススポーツ政策研究(2)」(『人文科学研究』34, 一橋大学研究年報、1997年3月)の「第十章 ヨーロッパのスポーツ政策と組織」の抜き刷りをレジュメ代わりとした。

これまで余り情報が無かった領域でもあり、学習的な側面が強かった。したがって、特に欧州審議会(CE:The Council of Europe)と欧州共同体(EC:The European Community、欧州連合 EU:The European Union の一機構)の識別が中心となった。

前者は1948年に設立され、95年現在では33カ国が加盟している。主にヨーロッパの人権擁護や文化交流を目指してきた。スポーツに関しては「スポーツ推進常設委員会(CDDS:Steering Committee for the Development of Sport)」が担っている。1976年の「ヨーロッパスポーツ・フォー・オール憲章」を採択し、また現在では反ドーピングキャンペーンで世界をリードしている。

後者は1957年のEC条約により欧州共同体(EC)を目指す主に西ヨーロッパ諸国の連合体であり、1995年現在で15の加盟国である。1993年からは加盟国内の「人、商品、資本、サービス」の交流が自由化され、また92年に承認されたマーストリヒト条約(欧州連合に関する条約)により、2000年までに通貨(Ecu からEuro に変更された)や政治統合も目途されている。EUでのスポーツ政策は欧州委員会の24部(Directorate Generals)のうちの第10部会「視聴覚、情報、交流、文化」部(いわゆるDG-X:Directorate General-X)が「スポーツ班(Unit Sports)」を設けて担当している。

EUのスポーツ政策は主に、1985年の「人民のヨーロッパ」(アドニノ・レポート)以降である。豊富な資金を基盤に、ヨーロッパの経済均衡化と関わって多くの補助金が配分されている。

「スポーツ班」の主な活動領域は次の5点に絞られる。

1. 「事業グループ間サービス(スポーツ担当)」の定例会議を通してスポーツ問題に関する組織間協力や委員間協力。

2. 「ユーラスロン(Eurathlon)」や「障害者スポーツ」等のEUスポーツ基金計画の管理運営。

3. 毎年の「ヨーロッパスポーツフォーラム」や関連する日常的な諸委員会を通して、国内、国際スポーツ研究機関、組織、連盟等との協力。

4. スポーツ研究機関、組織、国際スポーツ連盟等との双務的会合。

5. ヨーロッパ市民にスポーツ関連の適切な情報を提供する「スポーツインフォヨーロッパ(Sport info Europe)」の運営と、「スポーツニュースレター」の発行。

以上の活動領域であるが、それぞれが活発化しており、最近では欧州審議会のCDDSとの活動の重複化、競合化も問題化してきている。

先の研究合宿では概ね以上のような報告をした。討論の中で、特に欧州共同体(EC)ないし欧州連合(EU)のスポーツ政策の上で画期となった次の3つの資料自体の紹介が欲しいとの要望があった。

・『人民のヨーロッパ』Commission of the European Communities[Adonnino Report](1985), *A People's Europe, Report from the ad hoc Committee*, (Bulletin of the European Communities: Supplement 7/85), Brussels.

・『欧州共同体とスポーツ』Commission of the European Communities, European File: *The European Community and Sport*. February 1992, Brussels. この European File は委員会から1979年以来月刊で発行されているがスポーツ関連の内容は本資料が初めてである。

・『欧州共同体のスポーツへのインパクト』

Coopers & Lybrand, *The impact of European Community activities on sport*, Prepared by Coopers & Lybrand for DG-X of the Commission of the European Communities, Final report, July 1993.

本稿ではそのうち、前2者の訳を行う。後者は重要なものであるが、大部なためにここでの全訳はできない。概略の紹介とする。

I. 『人民のヨーロッパ』（アドニノ・レポート、1985、部分訳）

このレポートはヨーロッパ統合を目指し、その上で持ち上がるであろう諸問題全体を概観し、それらを克服する事を趣旨とするものである。提案の概要は以下のような8項目からなっている。スポーツは第4項目に含まれている。ここではこのスポーツ部分を全訳する。

- (1) 特別の市民権
- (2) 文化とコミュニケーション
- (3) 情報
- (4) 青少年、教育、交流そしてスポーツ
- (5) 第三世界の発展におけるボランティアワーク
- (6) 健康、社会保障、薬物
- (7) 都市の姉妹提携(twinning)
- (8) 共同体のイメージとアイデンティティの強化

[スポーツ]

古代社会以来、スポーツは人々の間でのコミュニケーションの重要なフォーラムとなってきた。それは共同体内の多くの人々の生活の重要な部分である。それ故に、最近国際競技がフリーガニズムによって夥しく危害を受けているのは残念である。したがって（アドニノ）委員会は次の2点の重要な問題を考察した。

1. スポーツの管理運営は主に政府からは独立したスポーツ団体の責任であり、次のような事項での責任を遂行するように委員会も提案した。

- ①ヨーロッパ諸国を通して行われる自転車やランニング大会のような欧州共同体のイベントの

組織化：

②共同体が特別な連携を有する地理的グループ分けからの合同チームに対抗する共同体の合同チームの編成：

③地方や世界レベルでの大競技会でナショナルカラーに加えて欧州共同体の紋章を付けるスポーツチームを招致すること：

④欧州共同体内の国々でのスポーツマン、競技者、トレーナーなどの交流の積極化：

⑤障害者のような特別なカテゴリーのスポーツへの支援。生徒たちのスポーツは学校間や自治体の姉妹提携を伴って行われるべきである。

2. スタジアム内外での暴力対策

最近の悲劇は、政府機関とスポーツ組織との緊密な協力がフリーガニズムを防止し、排除し、許容できる条件下で競技を行えるようにするためには不可欠であることを示している。

欧州審議会(CE)の枠組みで、欧州共同体内諸国のいくつかのスポーツ大臣による最近のリーダーシップは価値ある活動である。そのように強化され、協定された行動が予防政策や効果的なコントロールや攻撃者の厳密な制裁にも適用されるべきである。クラブや連盟の客観的な責任がしっかりと適用されるべきである。

この目的のために緊急事項として、各国の該当する大臣が集まり、協定された行動をとるように、閣僚評議会が召集されている。

II. 『欧州共同体とスポーツ』（1992、全訳）

スポーツと欧州共同体との関係は何か、と貴方は問うかもしれない。しかし、農業や市場競争について同じ質問をするのは馬鹿げている。というのもこの30年間、これらやその他の多くの領域で欧州共同体の介在の試みを我々は受け入れてきたからである。しかも奇妙なことに、欧州共同体はヨットやボート航海、槍投げそしてバレーボールにも本当に⁽¹⁾関心を持っている。

この関心は意外かもしれないし、恐怖を起こさせるかもしれない。近い将来バスケットボールコ

ートのサイズについて、あるいはテニスボールの重さについて、スポーツ連盟の自立性は欧州共同体によって崩されるのではないかと。

しかし欧州共同体の活動は独断的なものでもなく、また命令によるものでもない。事實は、スポーツは単なるレジャー活動ではなく、それは産業としても重要であるということである。例えば、サッカークラブの予算、フォーミュラー・ワンの経費、サッカーくじの当選の運、オリンピックやツール・ド・フランス、あるいはウインブルドンの様なビッグイベントがテレビ放映される時の宣伝費等を考えてみよう。

統一市場の出現（1993年1月1日：内海）とともに、スポーツは最早例外であることはできない。今からスポーツもまた、人の自由移動や諸資格の相互の承認やテレビ放映へのヨーロッパの競争規制の適用等の、根元的な刷新に対応しなければならない。

欧州共同体にとっても課題が存在する。1993年には、人、商品、サービスそして資本の自由移動は最早スタジアムの入場門外で止まることは無い。だが、通信や保険産業に適合した規制をスポーツ部門にそのまま適用することは、後者の特殊な性格故に、不可能である。したがって規制や法規を越えて、欧州共同体はスポーツが欧州統合の目的や達成を宣伝する優れた手段であると考えている。

「欧州共同体とスポーツ」と題する資料の中で、欧州委員会はスポーツの世界との関係へのすべての関わりを明確にした。⁽²⁾ 諸スポーツ連盟にとって、この資料は欧州共同体の活動の枠組みを示す最初のものである。それはスポーツの特殊性に鑑み、新しいヨーロッパ市民の概念の中でその適切な位置を見いだすための建設的な対話の、終着点でなく、まさに出発点を示したものである。

(1)この草案は1992年2月に完成した。

(2)Commission Communication to the Council and Parliament, SEC(91)1438 of 31 July 1991.

スポーツの経済的かつ社会的な重要性

ポール・ガスコーネ、ボリス・ベッカー、アラ

ン・プロスト、セベリアーノ・バレテロス・・・いずれも聞き慣れた名前である。毎日の生活の中でのスポーツの重要性は明白だ。スポーツは、教育、新聞、視聴覚産業、ギャンブル、基本的施設等の多様な部門への影響をもたらしており、その普及と影響の度合いを評価することは困難である。スポーツは世界貿易の2.5%、欧州共同体のGNPの1%を占めると、マクロ経済学は指摘している。これらは確かに当たっているが、日々の生活におけるスポーツの重要性を示すものではなく、スポーツのもたらす感情を何ら示してはいない。だが、次のようないくつかの指標が欧州共同体のそれぞれの国々における相対的な重要性を示している。

- ・デンマークでは185万人（全人口の36%）が1万のスポーツクラブに所属している。
- ・オランダでは400万人がスポーツクラブに所属し、他に300万人がクラブには所属しないでスポーツを楽しんでいる。これは人口の約半数が何らかの形でスポーツに参加していることを意味している。
- ・ルクセンブルグでは1100のスポーツクラブに12万人が加入している。これは人口の30%以上である。
- ・ベルギーでは1万7千以上のクラブに140万人が参加している。
- ・スペインでは、バルセロナオリンピックや関連する都市開発（スポーツ施設、交通などの基本施設、通信関係他）への、公私の投資額はおよそ7700億ペセタ（PTA、約60億ECU⁽¹⁾）である。
- ・ギリシャではプロボとして知られたサッカーくじが毎年平均200億ドラクマ（8500万ECU以上）の利潤を挙げている。
- ・イギリスでは、スポーツへの直接的かつ間接的支出が家計の中で6番目である。
- ・ドイツでは、労働人口の2%が直接、間接にスポーツに関わっている。
- ・フランスではアルベールビル冬季オリンピックの開会式を人口の8割がテレビで見た。

- ・イタリアーでは、サッカーの一部リーグの年間の観客動員がおよそ1千万人である。これはベルギーの人口を越えている。
- ・アイルランドでは、ゲーリックフットボールとハーリング（伝統的だが人気の大会ゲーム）が、毎週人口のおよそ半分を引きつけている。
- ・ポルトガルではスポーツ新聞「ア・ボーラ」が17万部であり、国内最大の発行である。

これらの事例はスポーツがすべての国々、すべての年齢グループ、そしてすべての社会の分野へ影響を与えている証拠である。我々のレジャー時間が拡大するに伴って、我々のスポーツへの投資は、それがプレイヤーであろうと観覧者であろうと、いっそうの増加をするであろう。

(1) ECU = 約、0.71 英国 £、0.77 アイルランド £、1.24 米国 \$。1992年4月30日為替レート。

1985：出発点

スポーツと欧州共同体は相対的にはつい最近合流した。EC条約が1957年に締結されたとき、当時の創設者たちはそこにスポーツのことは何ら明記しなかった。当初の6カ国（ベルギー、西ドイツ、フランス、イタリアー、ルクセンブルグ、オランダ）も、その出発点ですべての視点を網羅することを求められなかった。「環境問題」の視点さえそこには無かった。しかし今日、環境問題への欧州共同体の介在に疑問を挟む者はいない。一度受け入れられるや、欧州共同体は着実に進めてきた。「人民のヨーロッパ」と「ヨーロッパ市民」は共同体によって進められてきた新たな方向の2側面である。

1984年6月に、フォンテンブロー Fontainebleau での閣僚評議会は、ヨーロッパ統合へ向けて個人や人類の視点を充実するために、欧州共同体の研究機関の大志に期待しながら「人民のヨーロッパ」に関する特別委員会の設立を決定した。国や政府の責任者たちは、もしも欧州共同体が発展しようとするならばそれは経済問題ばかりに限定されてはならない、ということを確認し

ていた。「精神」も必要であった。1985年のミラノでの閣僚評議会は「アドニノ・レポート」（『人民のヨーロッパ』）を満場一致で採択した。それによれば、スポーツは単一の欧州共同体への帰属意識を促進するユニークな機会を提供する、と明記された。それ以来、欧州委員会はメディアとしてスポーツを活用する大規模なコミュニケーションプログラムを推進してきた。また、多くのスポーツイベントを援助してきた。

より最近の欧州共同体の活動のもう一つの視点は統一市場と1993年に結びついている。これはヨーロッパのスポーツに重大な結果をもたらすであろう。というのも、スポーツがこれまで同様産業化し、スポーツ活動の多くが欧州共同体法に関わり、欧州共同体の法的、制度的な義務の対象となっているからである。

欧州共同体のスポーツに関する活動は過去30年間以上、多くの形態をとってきた。

欧州裁判所の多くの判決はスポーツと欧州共同体との関係を長い間記してきた。例えば、ヨーロッパ判事はナショナルチームの特別な性格を承認してきた。欧州議会も、スポーツがヨーロッパ市民の形成で果たす役割に関心を持ってきた。ヨーロッパ統合の文脈の中でスポーツによって提起された問題を検討するために2つの非公式なスポーツ大臣会議が開催された。欧州委員会もついに欧州共同体の活動にとって決定的な課題に対応するために特別班を設けた。

1993：統一市場の挑戦

スポーツは欧州共同体内で多様な方法で組織化され、構造化されている。しかし、いくつかの共通点もある。すべての構成国で、いろいろなスポーツ連盟が政治機関からの独立や自治を求めて大変な苦勞をしている。スポーツの世界は、それ独自の法規や組織によって、これまで欧州統合からは一定の距離を保ってきた。緩和の点でも、スポーツは共同体にとって優先事項ではないと、長い間言われてきた。しかし、1993年1月1日以降は統一市場—3億4500万人の人口を抱える

大規模な国境のない地域への導入によって事情は一変する。

統一市場を支える4つの自由の導入—人、商品、資本、サービスの自由移動—はヨーロッパ社会のすべての社会階層に影響をもたらす挑戦である。構成12カ国間ですべての保護的障害を除去せんとする統一市場は、まさに現実化しようとしている。スポーツの世界も、以下の事例が示すように、こうした流れを最早無視できない。

- ・プロスポーツマンは「労働者」と考えられ、構成国内のいかなる場で働こうとも自由である。現在ヨーロッパの多くのスポーツ連盟が「共同体国民(Community nationals)」を含みながら、外国人プレイヤーの数を制限している。マンチェスターユナイテッド(イギリス)やアジャックス(アムステルダム)等のクラブがすべてドイツ人、スペイン人、ギリシャ人等で占められる事を想像することは不可能である。だが、国家ないし地域の感情を考慮しながらも、スポーツの世界での自由移動を和解する何らかの対策が問われている。スポーツは又、諸資格の相互の承認によっても影響を受ける。というのはコーチやマネージャーが欧州共同体のどこでも働くことを可能とさせるからである。
- ・テレビ放映の権利はスポーツ部門の財政的な健全さにとって最も必須な事である。スポーツ番組は殆どのヨーロッパテレビチャンネルの多くを占めている。費用に糸目を付けずに主要なスポーツイベントの排他的な独占放映権の獲得は、チャンネル間の激しい高騰競争をもたらす。これは、「ヨーロッパ視聴領域」を創出するための欧州競争規則と欧州共同体の決定とは両立しない。
- ・競争問題は、多くの構成国でスポーツ援助金として重要な資源であるサッカーくじに関しても起きている。例えば、イタリアではトトカルチョの売上高は年3兆リラ(およそ200億ECU)である。いくつかの構成国では賭を自由化してきたが、それは公共部門だけである。欧州委員会は諸スポーツ団体や構成国と、統一市場

における賭、くじの未来について話し合ってきた。

これらの事例が示すように、認識不足では対応できない。1991年12月のマーストリヒトでの閣僚評議会で、各国の代表は「ヨーロッパ市民」の創造を決定した。これによる一つの影響は、近い将来、「共同体国民」が登録され、現在彼らが居住している地域での地方選挙に投票できるようになるであろう。あるベルギー人がフランス人やイタリア人を市長に選ぶことができるのに、地域の高齢者のテニス大会からは閉め出されるということは考えられるだろうか。欧州共同体とスポーツの関係は労働の範疇を越えて、レジャー活動や欧州共同体の毎日の生活における市民参加にも関わり始めている。

欧州共同体の活動の範囲

欧州共同体は、スポーツのすべての領域にわたって詳細な規制を設けようとは考えていない。補助者の原理(Principle of subsidiarity)はここでも適応される。欧州共同体レベルでの活動が国レベルでの活動よりいっそう効果的であると認められるとき、上記の原理が適用される。

この方法は締めりのない放縦さの言い訳ではない。スポーツも又一般原則から例外ではあり得ない。欧州委員会の役割は欧州共同体の規則が適用されることを保障することにある。もしも委員会が責任回避をするならば、個人にせよ集団にせよ被害を被った場合には、その裁判提訴を制止する事はできない。明確な規則が無いままでは、裁判所が栄え、スポーツそれ自体も最後には敗訴する事になるであろう。

スポーツに関する欧州共同体の活動は情報とコミュニケーションの分野に集中している。

- ・欧州共同体とスポーツ連盟との友好な共同関係はよりよい情報に規定される。スポーツ部門は特別な特性と複雑な構造を有している。したがって、欧州委員会が国毎に異なるそれぞれの構造ばかりでなく、是認されない干渉を振り払おうとするならばスポーツ部門の特別の問題にも、

熟知する必要がある。一方、スポーツ側も欧州共同体の現実をいっそう知って、いかにそれが機能しているか、そして欧州共同体の法令の影響を評価するべきである。

- ・欧州共同体は次のような次元でのスポーツイベントに集中してコミュニケーションキャンペーンを推進してきた。ヨーロッパヨットレース、フィラデルフィアニューポート間憲法レース（EC条約30周年記念と米国憲法200周年記念）、ヨーロッパユースオリンピック、あるいはヨーロッパ共同体水泳選手権等である。

1987年以来欧州委員会は、「国境を越えた共同体、世界に開け(A frontier-free Community, open to the world)」というスローガンの下に、障害者スポーツやスポーツ・フォー・オールを含めて幅広いスポーツイベントに関わってきた。1992年に欧州共同体は、バルセロナオリンピックに「千の顔、一つの力」のメッセージと共に参加し、ツール・ド・フランス（それは今年は構成7ヶ国と欧州共同体の3つの中心地－ブリュッセル、ルクセンブルグ、ストラスブルグと連携する）と第一回のヨーロッパ学校対抗スポーツ大会（Caen で開催）にも参加する。これらの活動の目的は欧州共同体の目的や達成が我々の毎日の生活にいかに影響を与えているかを示して人々の関心を高めることにある。

スポーツも又、欧州共同体の政策についての情報のために極めて有用なチャンネルとなっている。例えば、多くの調査によれば、貧困な生活にいる若者たちは、彼らを援助する欧州共同体のプログラムの情報さえ得ていない。スポーツはこれらの人々に情報を伝える上で、移民の統合を促進する上で、あるいは健康に関する欧州共同体の行動の上でも、とてもよい媒体である。

新たな対話

スポーツの世界における権力中枢の多様性が長い間欧州委員会に対しての気後れを生じさせてきた。逆にスポーツへの態度の多様性によって、スポーツの諸責任機関は欧州共同体の迷宮を通して

彼らの行く先を見いだす事に困難さを経験してきた。

1990年12月のローマにおける非公式なスポーツ大臣会議において、構成12カ国は、共同体、スポーツ連盟、そして構成国が共通問題を検討する諮問機関を創設することに合意した。「ヨーロッパスポーツフォーラム」が誕生し、1991年12月にブリュッセルで初会議を持った。ヨーロッパスポーツフォーラムは欧州委員会とスポーツ諸機関との間の意識高揚や対話の簡単な枠組みを提供している。それは何も決定しない－それらは条約によって創造された機関の事項である。したがってフォーラムの目標は以下の事である。

- ・スポーツに影響のある欧州共同体の規則をスポーツ諸機関に知らせること。
- ・スポーツの世界が直面している諸問題を欧州共同体に知らせること。
- ・欧州共同体の活動が地域のスポーツの関心に奉仕することができるよう、委員会にアドバイスすること。

したがってフォーラムは、欧州共同体とスポーツの世界との新たな対話を推進することを認めるであろう。スポーツが1993年の統一市場の中で正当な位置を占めることができるかどうかは、フォーラムを構成する諸団体によって決定されるであろう。

未来

国境のないヨーロッパは丁度曲がり角に来ている。しかしヨーロッパの冒険はそこで終わらない。もしも統一され、結束力のあるヨーロッパという究極の目標が達成されるなら、ヨーロッパのアイデンティティも徐々に作り上げられなければならないだろう。ヨーロッパの文化や態度の多様性を創造し、すべての人の富の資源を知らしめる事に我々のそれぞれが貢献しなければならない。

我々の遺産の一つとして、スポーツは言語の違いやナショナルな考え方を超越して、いつも人々を一堂に介してきた。変化するヨーロッパにあって、スポーツは諸障害を除去する能力を有しながら

ら、統合の主要な要素となっている。それだけの理由だけからも、スポーツは新ヨーロッパでの位置を獲得しつつある。

Ⅲ．『欧州共同体の活動のスポーツへの影響』

(1993) - 目次のみ紹介

第Ⅰ部 スポーツに影響するEC法規と政策

1. 人とサービスの自由移動
2. 健康と安全
3. 商品の自由移動
4. 競争政策
5. スポーツにおける動物
6. ECスポーツ補助金
7. 環境政策
8. 課税
9. ヨーロッパ通貨とスポーツ

第Ⅱ部 スポーツ団体の位置と他の関連団体

10. 人とサービスの自由移動
11. 健康と安全
12. 商品の自由移動
13. 競争政策
14. スポーツにおける動物
15. ECの補助金の資源
16. 環境政策
17. ECU (欧州通貨) の活用

第Ⅲ部 結論と勧告 - 前進

18. 結論と勧告
19. 前進

備考

- A. 諸スポーツ組織の背景情報
- B. 貢献した人々への感謝
- C. EC構成国におけるスポーツのための法律と制度的輪組
- D. EFTA諸国のスポーツ法規と組織。

市場統合の影響は広範な範囲へ浸透している。統合後のスポーツ政策立案の基盤としてこの資料は作成された。その目的と内容構成は目次からも

有る程度予想されるであろう。大きくは次の3点である。「欧州共同体におけるスポーツ政策や法令の影響を総合的に把握する」「委員会との関わりで関連するスポーツ団体の位置、現状、役割を把握する」そして「欧州共同体の今後のスポーツ発展の方途を探求する」である。分析された視点は、「外国人選手の制限」「コーチの資格基準の調整」「フリーガン対策」「スポーツ関連保険」「広告とスポンサー問題」「ドーピング対策」「スポーツ施設の移送」「スポーツ商品生産の標準化」「オリンピックシンボルマーク使用について」「放送権を中心とする競争政策」「チケット販売について」「スポーツに関する動物移送」「ECからの補助金」「環境政策」「課税」「ヨーロッパ通貨」等多岐にわたり、今後それぞれの視点での調整が問われることになる。

EU, DG-X の最近の資料は以下のインターネットホームページで見ることができる。

<http://europa.eu.int>

又、1987年以降に出版された2600以上のタイトルの検索が可能。

<http://www.psi-japan.cpm>

<http://www.psi-japan.co.jp>

(1998年6月4日)